

副 本

平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号

原 告 シャムスリほか8396名

被 告 国ほか3名

補 充 意 見 書(2)

平成18年3月31日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

黒澤基弘



被告国指定代理人

藤澤裕介



中道衆矢



高月広史



工藤二郎



相星孝一



西海茂洋

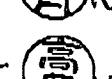


森和也



豊田尚吾



篠 谷 健 
 原 琴 乃 
 和 田 充 宏 
 江 原 功 雄 
 北 浦 康 弘 
 阿 部 智 
 仲 澤 純 
 石 井 萩原子 
 寺 井 義 明 
 植 木 達 也 
 平 山 真 治 
 山 近 英 彦 
 竹 上 瞳 郎 
 田 中 幸 仁 
 草 桶 左 信 
 佐 分 利 応 貴 
 柴 谷 昌 弘 
 関 万 里 

被告国は、原告らが原告らの2006（平成18）年2月20日付け意見書(2)（以下「原告ら意見書(2)」という。）及び同月22日付け借款契約書類の開示に関する意見書（以下「原告ら借款契約意見書(2)」という。）において、本件借款契約の開示について追加の意見を述べていることから、必要と認める限度で意見を補充する。

なお、略称等は、特に断らない限り、従前の例による。

1 交換公文と円借款契約が別個の法律文書であるとの主張について

原告らは、円借款契約が交換公文とは法的に異なる別個の法律文書であって、交換公文なき借款が実施されていることから、円借款契約が円借款に関する事務と不可分の関係にあるとは必ずしもいえないと主張する。（原告ら借款契約意見書(2)8, 9ページ）。

しかしながら、円借款契約は、被告国が実施する政府開発援助の一形態である有償資金協力（円借款）業務とは不可分のものである。すなわち、被告国と開発途上国政府との間で取り交わす円借款供与に係る交換公文において、供与されるべき借款の限度額、主要条件、借款の対象事業等の概要とともに、被告JBICから借入人である開発途上国政府・実施機関に対して円借款を供与することが規定されるところ、被告JBICと借入人である開発途上国政府・実施機関との間においては、この交換公文を踏まえ、その借款の実施方法をより詳細かつ具体的に定めた円借款契約を締結しているのである。この円借款契約を締結して初めて被告JBICと借入国との間で円借款供与に関する具体的な契約関係が発生するもので、円借款契約は円借款業務とは不可分のものである。

なお、原告らが指摘する「交換公文なき借款」とは、交換公文の締結、円借款契約の締結を経て円借款が供与された事業について、工事期間中の外部的な要因、事前には予測できない工事量の増加等を原因として実際の事業費が円借款の供与限度額を上回る場合に、その超過分について、新たな交換公文の締結なく、円借

款契約のみにより円借款が供与されたことがあることをいうもので、このように、「交換公文なき借款」というものは、新規事業に対しては行われず、いったん被告国が円借款の供与を決定した事業に対して例外的に行われるにすぎない。

2 円借款契約の開示によって公共の利益を害し又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること

円借款契約は、借入人や事業実施機関から非公開を前提として任意に提供される情報等を受け、借入人や事業実施機関の信用力や事業実施能力等を反映した形で、融資に関する条件などを規定している。

このような情報等を基に作成された円借款契約を公開すれば、当該借入人との関係で、被告J B I C、ひいては被告国の信用を大きく損なうおそれがある。また、同様の信頼関係に基づいて円借款契約を締結した他の国々との間の信頼が損なわれることも考えられる。その結果、今後新規事業を検討するに当たり借入人や事業実施機関からの的確かつ十分な情報が提供されなくなり、円借款事業の審査などに重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、円借款契約を公開すれば、円借款契約に規定された内容から、被告J B I Cが借入人及び事業実施機関の信用力や事業実施能力をどのように評価しているか推測できるため、市場における借入人及び事業実施機関の信用を毀損するおそれがある。また、借入人及び事業実施機関が被告J B I C以外の融資者から借り入れを行う場合、これらの融資者が、公開された借款契約に規定された条件等に照らして、融資を行うか否かを決定したり、融資の条件を設定したりする場合も想定され得るなど、借入人及び事業実施機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、円借款契約に記載された融資条件は借入人によって異なるところ、仮に円借款契約を公開すれば、他の借入人が、自らが既に締結した円借款契約と公開された円借款契約とを比較することが可能になるため、その借入人から、融資条件の違いを指摘され、締結済みの円借款の融資条件の見直しを求められるおそ

れがあるなど、円借款業務の遂行に大きな混乱を招く可能性がある。また、被告 J B I C が新たな円借款契約の交渉をする際にも、公開された円借款契約の融資条件とのバランスを強く意識せざるを得ない立場に置かれ、また、借入人はそもそも事情の異なるはずの他の借入人の事例を盾に交渉に臨んでくることが想定されるなど、借入人の立場を不当に強めることとなり、その結果、日本国民の税金等を原資とする円借款の有効活用を妨げるおそれがある。

したがって、本件借款契約を開示することは、他国との信頼関係が損なわれ、あるいは他国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえるから、民訴法 220 条4号ロの公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものと認める相当の理由があるということができる。

3 世界銀行の借款契約と円借款契約との違いについて

原告らは、世界銀行も被告 J B I C もいずれも公的資金を原資にして営まれている公的金融機関である上、借入人との交渉に困難な調整過程を経るという点では円借款と世界銀行の借款契約とで何ら違いがないから、世界銀行の借款契約と同様、本件借款契約が公開されるべきであると主張する（原告ら借款契約意見書(2) 9ないし11ページ）。

しかし、世界銀行には借入国となる国家も出資者として参加し、融資の決定や情報公開等の政策決定の過程に参画しているから、世界銀行の融資は、借入国が情報開示方針についても同意した上で行われるものであるのに対し、円借款契約は、借入人との間で公表しないことを前提に締結されるものであるから、世界銀行の借款契約と円借款契約とでは前提が全く異なる。また、被告国以外で、二国間で有償資金協力をを行っている主な国として、フランス、ドイツ及びスペインがあるが、いずれの国も、我が国同様借款契約を公開していない。

したがって、原告らの意見は、世界銀行と借入国との関係と被告国及び被告 J B I C と円借款の借入国との関係の相違や世界銀行の借款契約と円借款契約の性質の違いを全く無視したものであり、およそ当たらない。

また、原告らは、被告国及び被告J B I Cに対し、借款契約の開示を求める根拠としてタックスペイヤーへの説明責任を云々するが、外国居住の外国人である原告らは被告国に対するタックスペイヤーではなく、主張の前提を欠く上、被告国及び被告J B I Cは、円借款事業の概要、供与限度額、金利等の供与条件について、相手国との関係を損ねたり、円借款業務に支障を生じない範囲で、可能な限りの情報公開を行っており、説明責任を果たしているから、原告らの非難は当たらない。

4 部分開示について

原告らは、「3条件にかかわる条件についての一部開示でも受け入れられる」と述べる（原告ら借款契約意見書(2) 15ページ）。

しかし、上記のとおり、円借款契約は、借入人や事業実施機関から非公開を前提として任意に提供される情報等を受け、借入人や事業実施機関の信用力や事業実施能力等を反映した形で、融資に関する条件などを規定しているもので、この融资条件は、契約書全体について一体として交渉を行って決定されている。例えば、ある条件を付す場合、その条件をどのような内容にするかについては、借入人及び事業実施機関の信用力や事業実施能力等を踏まえつつ、円借款契約上に規定することが求められている各条項と照らし合わせて、何を条件として残し、何を譲歩して構わないかというように円借款契約全体の整合性を考慮した上で、一体として決定される。このため、円借款契約の各条項が借入人及び事業実施機関の信用力や事業実施能力等に関する情報に当たるか否かを明確に区分することは困難である。

したがって、本件借款契約の部分開示を行うことはできない。

5 本件各墨塗り部分（乙B第24、25号証）について

原告らは、本件各墨塗り部分の記載内容は、公務上の秘密に該当しないとする述べるが（原告ら意見書(2) 4ページ）、上記のとおり、借款契約を開示することは、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると

いうことができるから、その借款契約の内容の一部が記載されている本件各墨塗り部分を開示した場合に同様のおそれ等があることは明らかである。

なお、原告らが指摘するO E C Fとフィリピン共和国政府との間の借款契約は、被告 J B I Cが、当事者によって調印された借款契約の写しではない（被告 J B I Cの平成17年3月10日付け文書提出命令申立に対する意見書2ページ）と述べている以上、原告らの主張の根拠とはならないものといわざるを得ない。